

紀宝町森林整備計画

計画期間 (自 令和 5年 4月 1日)
(至 令和15年 3月31日)

三重県

紀 宝 町

目 次

| | | |
|----|---|----|
| I | 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | 1 |
| 1 | 森林整備の現状と課題 | 1 |
| 2 | 森林整備の基本方針 | 1 |
| 3 | 森林施業の合理化に関する基本方針 | 3 |
| II | 森林の整備に関する事項 | 4 |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） | 4 |
| 1 | 樹種別の立木の標準伐期齢 | 4 |
| 2 | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 4 |
| 3 | その他必要な事項 | 5 |
| 第2 | 造林に関する事項 | 5 |
| 1 | 人工造林に関する事項 | 5 |
| 2 | 天然更新に関する事項 | 7 |
| 3 | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | 8 |
| 4 | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | 9 |
| 5 | その他必要な事項 | 9 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 | 10 |
| 1 | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 10 |
| 2 | 保育の種類別の標準的な方法 | 11 |
| 3 | その他必要な事項 | 11 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | 12 |
| 1 | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 | 12 |
| 2 | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法 | 12 |
| 3 | その他必要な事項 | 13 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | 14 |
| 1 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | 14 |
| 2 | 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 | 14 |
| 3 | 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 | 14 |
| 4 | 森林経営管理制度の活用に関する事項 | 14 |
| 5 | その他必要な事項 | 15 |

| | | |
|----|--|----|
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項 | 16 |
| 1 | 森林施業の共同化の促進に関する方針 | 16 |
| 2 | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 16 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 16 |
| 4 | その他必要な事項 | 16 |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | 17 |
| 1 | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | 17 |
| 2 | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 | 17 |
| 3 | 作業路網の整備に関する事項 | 17 |
| 4 | その他必要な事項 | 18 |
| 第8 | その他必要な事項 | 19 |
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | 19 |
| 2 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 19 |
| 3 | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 | 20 |
| Ⅲ | 森林の保護に関する事項 | 21 |
| 第1 | 鳥獣害の防止に関する事項 | 21 |
| 1 | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 21 |
| 2 | その他必要な事項 | 21 |
| 第2 | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 | 22 |
| 1 | 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等 | 22 |
| 2 | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） | 22 |
| 3 | 林野火災の予防の方法 | 22 |
| 4 | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 22 |
| 5 | その他必要な事項 | 22 |
| Ⅳ | 森林の保健機能の増進に関する事項 | 23 |
| 1 | 保健機能森林の区域 | 23 |
| 2 | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 23 |
| 3 | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 | 23 |
| 4 | その他必要な事項 | 23 |
| Ⅴ | その他森林の整備のために必要な事項 | 24 |
| 1 | 森林経営計画の作成に関する事項 | 24 |
| 2 | 生活環境の整備を通じた地域振興に関する事項 | 25 |

| | | |
|---|----------------------|----|
| 3 | 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | 25 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項 | 25 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項 | 25 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | 25 |
| 7 | その他必要な事項 | 26 |

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町の76%を占める森林は、国土保全、水資源の涵養^{かん}、木材生産環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの恩恵を受け地域の住民の生活と深く結びついている。

森林資源の整備状況をみると本町は、古くから熊野川を利用した木材の集散地として林業生産活動が活発であったこともあり、民有林における人工林面積4,731haで人工林率は78%を占めているが、40年以上の主伐期を迎えた森林が全体の約91%に達しており、今後これらの森林を、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成に対応できる森林として整備していくことが重要である。

しかし、近年の林業を取り巻く環境は価格低迷、林業従事者の減少、高齢化等により本町においても極めて厳しい状況にある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

また、森林の諸機能である水源の涵養^{かん}、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の保全及び管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとする。

さらに、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない林道の整備を併せて計画的に推進することとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考え方は、次表のとおりである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

| 森林の有する機能 | 森林整備の基本的な考え方 |
|----------------------------------|--|
| <p>水源涵養機能^{かん}</p> | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> |
| <p>山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能</p> | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> |
| <p>快適環境形成機能</p> | <p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> |
| <p>保健・レクリエーション機能</p> | <p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> |
| <p>文化機能</p> | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> |
| <p>生物多様性保全機能</p> | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> |
| <p>木材等生産機能</p> | <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> |

イ 森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、森林組合、林業事業者、森林所有者等の相互の連携を一層密にして、路網整備や高性能林業機械を導入した作業システムの普及・定着を図るとともに、共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林経営がなされない場合には、森林経営の受託等のあっせんを行うこととする。

また、路網整備を促進し、効率的な森林施業や適正な森林経営が行われるよう必要な支援を行う。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

◇樹種別の立木の標準伐期齢

| 地 域 | 樹 種 | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|--------|-----|--------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹 | クヌギ | その他広葉樹 |
| 紀宝町全域 | 35年 | 40年 | 35年 | 35年 | 10年 | 15年 |

※標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を促すためのものではありません。

※海布丸太や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐期齢が著しく異なる箇所においては、林業普及指導員又は町林業担当課と相談の上、適切な伐期齢を決定することとします。

※特定苗木などが調達可能な地域において、その特性に対応した標準伐期齢の設定が可能な箇所においては、林業普及指導員又は町林業担当課と相談の上、適切な伐期齢を決定することとします。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進に十分留意のうえ、主伐の方法、時期、伐採率、伐区について決定する。主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を以下のとおり定める。

- ・森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ・森林の多面的機能の保全の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐区域の分割や一つの区域の植栽後に別の区域の伐採を行う等により伐採の空間的、時間的な分散に努める。
- ・伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- ・林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するよう努める。
- ・伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ・伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域を明確化する。
- ・集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画Ⅱ第4の（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日2林整整第1157号）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

(皆伐とは)

- ・主伐のうち択伐以外のもの
- ・気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当りの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮します。なお、1箇所当たりの伐採面積は、20haを超えないものとする。

(択伐とは)

- ・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法
- ・材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)とする。

3 その他必要な事項

造林地の野生生物による食害対策として、シカ等の個体数増加につながるような大面積の皆伐は避けるものとする。

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林業担当課に相談し、適切な樹種を選択することとする。

◇人工造林の対象樹種

| 人工造林の対象樹種 |
|----------------------------|
| スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 |
| ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹 |

※上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立て方法別の植栽本数

人工造林の標準的な植栽本数は次表のとおりとする。

| 樹種 | 仕立ての方法 | 植栽本数(本/ha) | 備考 |
|--------|--------|------------|----|
| スギ、ヒノキ | 疎仕立て | 1,000～ | |
| | 中仕立て | 3,000～ | |
| | 密仕立て | 4,000～ | |
| 広葉樹 | 疎仕立て | 1,000～ | |
| | 中仕立て | 3,000～ | |

※疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所で植栽を基本とする。

※標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は林業普及指導員又は町林業担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|--------|---|
| 地拵えの方法 | 等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、棚積地拵えを行い、林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 生産目標及び立地条件を勘案のうえ適地適木の苗木を植栽する。 |
| 植栽の時期 | 樹種別の適期に行うものとする。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採後5年を超えない時期までに調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

①更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及び萌芽を含む。）が概ね1haあたり3,000本以上成立していること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

| | |
|---------------|---|
| 天然更新の対象樹種 | スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹 |
| 萌芽による更新が可能な樹種 | ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹 |

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても発生してきた高木性の樹種であれば対象とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|---|------------|
| スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ類、カエデ類その他広葉樹 | 10,000本/ha |

◇天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|------|--|
| 地表処理 | ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。 |

| | |
|-----|---|
| 刈出し | 天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。 |
| 植込み | 天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。 |

イ その他天然更新の方法

該当なし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

区域内に次のア～エに掲げる要件の全てを満たす森林が存するものについては、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その箇所の造林に当たっては、人工造林による更新を基本とする。

ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）。

ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林、ササが一面に被覆している森林など）。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|---|
| 全域 | このうち、更新対象地の周囲の森林の状況や森林被害の発生状況等を総合的に勘案し、天然力による更新を期待できる箇所については天然更新も可能とする。 |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の期間、方法及び樹種は次のことを勘案して定める。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地については、人工植栽により造林を行う。

ア 樹種

1の(1)による。

イ 期間及び方法

森林法施行規則第8条の6第2項のとおり

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地については、人工造林又は天然更新により造林を行う。

ア 樹種

人工造林の場合は1の(1)による。

天然更新の場合は2の(1)による。

イ 期間及び方法

森林法施行規則第8条の6第2項のとおり

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢以下では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%（本数率）以上にすることが望ましい。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/h a) | 間伐を実施すべき標準的な林齢（年） | | | | | 標準的な方法 | 備考 |
|-----------|------|---------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|--|----|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | | |
| スギ ヒノキ | 疎仕立て | 1,000 ～ 2,000 | | | | | | 間伐率は本数率で30%以上を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。 | |
| | 中仕立て | 3,000 ～ | 15 ～ | 25 ～ | 35 ～ | 55 ～ | 75 ～ | | |
| | 密仕立て | 4,000 ～ 6,000 | | | | | | | |

※ 間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上の森林において、材積率35%以内でおおむね5年以内に樹冠疎密度が10分の8に回復する伐採である。

※ 樹冠長率が30%に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険である。しかし、さらに脆弱な森林になるのを防ぐためには、優勢木が適正配置されるように劣勢木中心の間伐を進める必要がある。その場合、本数間伐率にして40%～50%程度の間伐を実施し、さらに4～5年後に40%程度の間伐を実施する。

また、樹冠長率が20%近くまで低下した森林は、間伐しても健全な森林に戻すことは困難です。このような場合には、皆伐更新することが望ましい。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇保育の種類別の標準的な方法

| 保育種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | 標準的な方法 |
|------|-----------|------------------------|--|
| 下刈り | スギ ヒノキ | 1年生から8年生まで 1回/年 | 植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。 |
| つる切 | スギ ヒノキ | 6年生から15年生の間に1～2回を目安に行う | 下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。 |
| 除伐 | スギ ヒノキ | 11年生から行う | 造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 |
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 6年生から30年生の間に2～3回を目安に行う | 病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材をえるために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。 |

3 その他必要な事項

(1) 野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林においては、野生鳥獣の侵入を防止する柵や樹皮剥ぎ被害を軽減できる資材等の鳥獣害防止施設の整備及び維持管理や捕獲等により鳥獣害の防除を行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るよう努めることとし、この森林の区域は別表2のとおり定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源^{かん}涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

別表1のとおり。

イ 施業の方法

森林の齡級構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齡の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとし、また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、この森林の区域は別表2のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育さ

せるための適切な造林、保育及び間伐等を実施する。

【別表 1】

| 区分 | | 森林の区域 |
|--|--|-----------------------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 付属概要図および付属表（別表 1）のとおり |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 付属概要図および付属表（別表 1）のとおり |
| | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 付属概要図および付属表（別表 1）のとおり |
| | 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 付属概要図および付属表（別表 1）のとおり |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 付属概要図および付属表（別表 1）のとおり |

【別表 2】

| 区分 | 施業の方法 | | 森林の区域 |
|--|--------------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 〈 標準伐期 + 10 〉 | | 付属概要図および付属表（別表 1）のとおり |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 〈 標準伐期 × 2 〉 | | 付属表（別表 2）のとおり |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 該当なし |
| | | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 該当なし |
| | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | | |

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模零細な所有森林や不在村者所有森林では、森林施業が停滞していることから、このような森林については、森林組合等林業事業体への長期の施業委託を促進し、林業事業体の森林の経営規模を拡大することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

紀宝町森林管理協議会等を組織したうえで、森林組合や認定林業事業体などと連携し、森林の経営の受託等に必要な情報を提供し、施業意欲のない森林所有者への施業委託を働きかける。

合意が得られた森林については、林業事業体の森林施業プランナー等が取りまとめを行い、森林の経営の受託拡大により、効率的な森林施業を目指す。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

山林境界の明確化、書面による契約、集落座談会等による集団への働きかけ。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 意向調査や経営管理権の設定の対象となる森林の考え方

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

なお、境界が不明確であったり資源量調査に時間がかかる等により経営管理権集積計画

の作成等が進まない森林については、航空写真の取得・加工、航空レーザー測量等に基づく高精度の森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、取組の加速化を図る。

(3) 経営管理実施権設定の考え方

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適切な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

(4) 市町村森林経営管理事業の考え方

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

施業を受託した森林については、その施業状況を委託者に報告する。

施業した森林については、モデル林として活用し、委託を推進する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有状況は10ha未満の所有者が39%を占め、所有規模はきわめて零細であり、手入れの不十分な森林が多数存在している。このような森林所有者を対象に、林業経営の計画化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るため、森林組合等を中心とした施業の委託、協業化、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域林業の中核的担い手である森林組合等を中心とし、森林所有者（不在村森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けての実施協定の締結を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体等に長期的な施業委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、林業事業体等を中心に関係者により実施すること。

ウ 施業委託した森林所有者の一が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないように、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備をあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア 林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

なお、次表の整備水準は、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

◇路網整備の水準

| 区分 | 作業システム | 路網密度 | |
|---------------|-----------|--------------|----------|
| | | | 基幹路網 |
| 緩傾斜地(0°～15°) | 車両系作業システム | 110m/ha以上 | 30m/ha以上 |
| 中傾斜地(15°～30°) | 車両系作業システム | 85m/ha以上 | 23m/ha以上 |
| | 架線系作業システム | 25m/ha以上 | 23m/ha以上 |
| 急傾斜地(30°～35°) | 車両系作業システム | 60[50]m/ha以上 | 16m/ha以上 |
| | 架線系作業システム | 20[15]m/ha以上 | 16m/ha以上 |
| 急峻地(35°～) | 架線系作業システム | 5m/ha以上 | 5m/ha以上 |

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

3：「急傾斜地」の[]書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

集約化実施計画書の作成された区域または既設林道の利用区域内とする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意事項

安全の確保、土壌の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の林道を整備することとし、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）及び三重県林業専用道作設指針（平成23年3月24日環森第06-590号）の規定を踏まえて開設する。

イ 基幹路網の整備計画

尾鷲熊野地域森林計画書のとおり

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）及び三重県森林作業道作設指針（平成23年3月24日環森第06-591号）の規定を踏まえて開設する。

4 その他必要な事項

森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

◇森林整備に必要な施設整備計画

| 施設の種類 | 位置 | 規模 | 対凶番号 | 備考 |
|--------|----|----|------|----|
| 山土場 | | | | |
| 機械の保管庫 | | | | |
| 土捨場 | | | | |

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業従事者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営のセンスを備えた林業従事者を地域ぐるみで養成していく必要がある。既存の林業従事者に対して、三重県林業労働力確保支援センター等が行う林業技術研修などを積極的に活用し、また、定期的に技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

さらに、三重県が「みえ森林林業アカデミー」において実施する各種の林業人材育成講座を積極的に活用し、林業従事者のスキルアップを推進するよう指導していく。

(2) 林業従事者の確保

若年層の林業へのU I Jターンや新規参入を促進するために、林業労働に対するイメージの向上に努める。

具体的な方策としては以下のようなことが挙げられる。

ア 林業・作業道の開設や機械化等の推進により労働強度の低減及び安全性の向上に努める。

イ 月給制、週休制、社会保険の充実等現在社会にマッチした雇用形態を実現する。

ウ 森林についての総合的知識を有した若者の育成・確保を通じて、森林を総合的に管理する新しい職種という好ましいイメージを与える。

エ 市内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象として、自然観察や林業体験学習等を実施し、林業への就業のきっかけをつくる。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。

このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表のとおりとする。

◇高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

| 作業の種類 | | 現状 | 将来 |
|--------|-------|--------------------------|---|
| 伐倒 | | チェーンソー | チェーンソー |
| 造材 | | チェーンソー プロセッサ | チェーンソー プロセッサ |
| 木寄せ・集材 | | ウインチ グラップル スイングヤーダ | ウインチ グラップル スイングヤーダ フォワーダ タワーヤーダ |
| 造林保育等 | 地拵、下刈 | 刈払機 | 刈払機 |
| | 枝打ち | 人力 | 人力 |

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備方針

公共施設等の整備にあたっては、県産材（地域材）を使用するよう努める。

また、「三重の木づかい条例」に基づき、日常生活や事業活動における積極的な木材利用の促進、発注者への働きかけによる公共建築物の木造・木質化の促進、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援を目指す。

(2) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画は次表のとおりとする。

◇林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

| 施設の種類 | 現状（参考） | | | 計画 | | | 備考 |
|-------|--------|----|------|----|----|------|----|
| | 位置 | 規模 | 対凶番号 | 位置 | 規模 | 対凶番号 | |
| 該当なし | | | | | | | |

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林を「鳥獣害防止森林区域」として定め、防止対策を講じることとする。なお、「鳥獣害防止森林区域」及び「当該区域内における鳥獣の防止の方法」は、鳥獣による被害状況及び鳥獣の生息状況に鑑みた被害発生の恐れを勘案して定めることとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、その他の対象鳥獣による森林被害情報又は対象鳥獣の生息に関する情報等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

鳥獣害防止森林区域を下記の表に定めるものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、下記の表に定める地域において、人工造林や天然更新等を行う場合には、地域の実情に応じて、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

【鳥獣害防止森林区域表】

| 対象鳥獣の種類 | 区域名 | 林班 | 区域面積 (ha) |
|---------|---------------|--|-----------|
| ニホンジカ | 高岡・鮎田・瀬原・北桧杖 | 1053、1066、1067、1069、1070、1071、1072、1073、1074、1075、1076、1077、1078、1079、1080 | 749.44 |
| ニホンジカ | 浅里 | 1081、1082、1083 | 167.37 |
| ニホンジカ | 大里 | 1041、 | 100.89 |
| ニホンジカ | 桐原・阪松原・平尾井・井内 | 1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1039、1040 | 671.04 |

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて森林所有者や区域内で森林施業を行う林業事業者等からの情報収集、各種会議での意見交換、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めることとする。

第2 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

まん延の兆しがある、松、ナラ枯れ被害対策のため、定期的な巡視を行い、被害が発見された場合には、三重県及び関係機関に報告する。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方針（第1に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、モニタリングに基づく個体数調整や森林組合等の林業事業体及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等、火気の使用には十分注意する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、あらかじめ消防、警察、地元自治会等関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分は次表のとおりとする。

◇病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|----|
| 該当なし | |

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域は、次表のとおりとする。

◇保健機能森林の区域

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | | 備考 |
|-------|-----|---------------|-----|-----|------|----|-----|----|
| 位置 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| 該当なし | | | | | | | | |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法は、次表のとおりとする。

◇造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|-------|
| 該当なし | |

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

◇森林保健施設の整備

| 施設の整備 |
|-------|
| 該当なし |

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規程に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

| 区域名 | 林班 | 区域面積 (ha) |
|---------------|--|-----------|
| 鵜殿・井田・神内・成川 | 1002、1003、1004、1005、1006、 1007、1008、1009、1047、1048、 1049、1050、1051、2001 | 669.16 |
| 高岡・鮎田・瀬原・北桧杖 | 1052、1053、1054、1055、1056、 1057、1058、1059、1060、1061、 1062、1063、1064、1065、1066、 1067、1068、1069、1070、1071、 1072、1073、1074、1075、1076、 1077、1078、1079、1080 | 1292.74 |
| 浅里 | 1081、1082、1083、1084、1085、 1086、1087、1088、1089、1090、 1091、1092、1093、1094、1095、 1096、1097、1098、1099、1100、 1101、1102、1103、1104 | 1543.98 |
| 大里 | 1010、1011、1012、1013、1030、 1031、1032、1033、1034、1035、 1036、1037、1041、1042、1043、 1044、1045、1046 | 1340.79 |
| 桐原・阪松原・平尾井・井内 | 1014、1015、1016、1017、1018、 1019、1020、1021、1022、1023、 1024、1025、1026、1027、1028、 1029、1038、1039、1040 | 1179.92 |

なお、上記の区域は付属資料の区域図に示す。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民に対して、自然や森林に対する研修等の場を提供し、七里御浜海岸等への植栽参加を推進する。

さらに、「みえ森林教育ステーション」の認定制度等を活用し、身近な公共施設等において遊びなどを通じた日常的な森林教育の場づくりの取組を進める。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) 森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 森林経営管理制度により経営管理権又は経営管理実施権の設定

意向調査や申し出に基づき森林調査等を行い、経営管理権又は経営管理実施権の設定を行う。

(2) 森林経営管理事業の実施

経営管理権を設定した森林の内、経営管理実施権が設定されていない森林について、森林の状況を踏まえて複層林化その他の方法により経営管理を行う。

(3) 経営管理実施権が設定された森林の管理

経営管理権を設定した森林の内、経営管理実施権が設定された森林については、県により公表されている林業経営体に再委託し、適切な経営管理を行う。

7 その他必要な事項

(1) 三重県型森林区分について

① 森林区分の方法

森林の機能面の評価に加え、人工林、天然林、林道からの距離等の評価基準をもとに、森林を生産林と環境林（保全1・保全2・保存・共生）に区分する。

② 森林の区域

別表3のとおり

③ 森林の目標と管理方針

(ア) 生産林

木材生産を優先した人工林施業を継続しつつ、森林の持つ公益的機能をあわせて発揮できる森林を目標とする。

(イ) 環境林

天然林または針広混交林に誘導するような施業を行い、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できる森林を目標とする。